令和3年2月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和3年2月19日(金) 午前9時00分~9時45分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

# 出席委員

1番	富木田 好正	2番	山下	恭生
3番	猪熊 幸雄	4番	三野	久米吉

5番 梶野 和幸

7番 山本 茂 8番 大原 眞路(会長職務代理)

9番中村康男 (会長)10番宮本賢一11番吉田宏明12番喜田清己13番吉田昌治14番川田一博15番原武信16番竹内博文17番三木洋一18番石井淑雄

# 欠席委員

6番 木下 得代

## 傍聴推進委員

なし

# 農業委員会事務局出席者

 事務局長
 細川
 英樹

 事務局長補佐
 竹村
 秀基

 事務局次長
 黒木
 弘美

 事務局書記
 佐藤
 由佳

議事					
第1号議案	農地法第3条許可申請	10件	田畑	8,056 1,450	m² m²
第2号議案	農地法第4条許可申請	2件	田畑	192 281	m² m²
第3号議案	農地法第5条許可申請	2件	田畑	1,609	m² m²
第4号議案	非農地証明願	1件	田畑	17	m² m²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田畑		m² m²
第6号議案	農用地利用集積計画書	19件	田畑	33,270 25,053	m² m²
第7号議案	農地法第5条の規定による競么	公売買受適格記 1件	E明願 田	282	m² m²
第8号議案	農業経営改善計画認定申請	1件	田		

4件

田

畑

7,330

 $m^{2}$ 

 $m^2$ 

報告第1号

合意解約

## 令和3年2月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。只今より2月の定例会を開催いたします。

まず、議案の訂正がございます。2ページの6番、譲渡人住所が加茂町となっていますが、大屋冨町に訂正してください。本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計 36件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、木下委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行を お願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 2番 山下委員さんと3番 猪熊委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、4番 三野委員さん、5番 梶野委員さん と私で、2月18日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたい と存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」10件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」10件についてご説明いたします。

1番、・・、面積 472 m 【議案読み上げ】

2番、・・、面積 277 m 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が自作地相互の交換により譲り受けるものであります。現在双方が所有している農地が各々の自宅の目の前にあり、交換を行うことで耕作における利便性を向上させるためであります。作付予定作物は露地野菜で、自家消費と販売を目的としています。

#### 3番、・・・、面積 248 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が贈与により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、自家消費を目的としています。

4番、・・、面積 1,074 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稲で、販売を目的としています。

5番、・・・、面積 2,617 ㎡外1筆 計4,463 ㎡ 【議案読み上げ】

6番、・・、面積 549 m³外 1 筆 計 681 m² 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作

物は露地野菜・果樹で、販売を目的としています。

## 7番、・・、面積 449 m² 外1筆 計587 m² 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

## 8番、・・、面積 978 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稲・麦で、販売を目的としています。

## 9番、・・、面積 429 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物はブロッコリーで、販売を目的としています。

### 10番、・・、面積 297 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物はみかんで、販売を目的としています。

本日の案件10件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有 状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相 当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」1 0件のうち、9番については猪熊委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

まず1番から8番および10番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

ちょっと意見ではなく、教えていただきたいのですが、1番と2番の自作地相互の 交換について、面積が違いますが、金銭的なやりとりはあるのでしょうか。

それと3番の贈与は、親子とか孫への贈与なのでしょうか。

事務局長

1番2番の自作地相互の交換ですが、申請者はご親戚です。どういうわけか、それぞれ自分の家の道を挟んだ向かい側が、お互いの農地になっていました。お互いが自分の家の向かい側を自分の所有地にします。面積や評価は異なり税法上は等価の交換にはならないと思いますが、営農上の合理性から考えて問題ないと思います。

3番の申請人の関係については、叔父と甥の関係です。

梶野委員 わかりました。

各委員 (委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理 続いて9番について審議を行いますので、猪熊委員さんには退室をお願いいたしま

(猪熊委員 退室)

会長職務代理 9番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)

【異議なし】の声あり

(猪熊委員 入室)

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」10件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 192 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 宅地拡張

申請理由 昨年 11 月に 5 条転用申請がありましたが、転用許可の少し前に前所 有者がお亡くなりになったため、取消を行い、相続後、今回 4 条転用許可申請をした ものです。

申請人の自宅は、駐車スペースが十分確保できなかったため、南側に隣接する申請 地を拡張するものです。

農地の区分 都市計画法により、用途が第一種低層住居地域と定められている第3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

申請地は土地改良区に属さないため、水利組合意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・・、面積281㎡【議案読み上げ】

転用目的 宅地拡張

申請理由 当申請地に昭和 41 年ごろにから納屋、駐車場を造成し宅地として利用していました。今回、その無断転用の解消をするものです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」2 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件を議題に供します。 事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 192 ㎡ 外1筆 合計 384 ㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 分譲住宅 用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、申請地は学校やスーパーマーケット等から近く、生活の利便性がよいことから、今後も住宅の需要が見込めると判断し、本申請の2区画を販売できると考えたため。

農地の区分 都市計画法により、用途が第一種低層住居地域と定められている第3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

申請地は土地改良区がない地域であるが、地元水利組合の意見書から調整を了していると確認できる。

その他 本申請地は、昨年 11 月定例会にてご審議をいただきましたが、許可直前に譲渡人が亡くなったため、改めて転用申請が提出されている。

申請地は、第3種農地なので宅地のみの分譲も可能ですが、今回はあえて分譲住宅の申請をしている。

2番、・・・、面積 611 ㎡ 外1筆 合計1,225 ㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、問い合わせが多数ある川津町で新たに 宅地分譲用地の確保を検討していたところ、国道から近く生活の利便性も良い申請地 は今後も需要が見込めると判断し、本申請の5区画を販売できると考えたため。

農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第3種農地に 該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」2 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、4番 三野 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

三野委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・、面積 17 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請理由 昭和25年頃より、隣接する農道を拡幅して利用しているためです。 以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま三野委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を 求めます。

事務局次長

第4号議案「非農地証明願」1番につきまして、先ほどの三野委員さんのご説明ど おりです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原 案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」19件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案 農用地利用集積計画書19件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が8件、更新が9件、再設定が2件で、そのう ち農地機構を通じた貸借が7件となっております。 以上、農用地利用集積計画書19件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」19件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」 19件 につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第7号議案「農地法第5条の規定による競公売買受適格証明願」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第7号議案「農地法第5条の規定による競公売買受適格証明願」についてご説明いたします。

競公売買受適格証明願については、申請は少ないのですが、競公売にかかった案件の中に農地が含まれている場合、その農地を転用で取得する場合は適切に利用しようとしているかどうかを入札の前に申請し、買受適格証明書をもって裁判所の入札に参加しなければならないというルールになっておりますので、その証明願が提出されました。

なお、今回の申請は1月25日に提出されましたが、入札期間が2月12日までのため2月定例会まで待つと入札に間に合わなくなりますので、会長専決にて事前に処理し県に進達を行っております。そのため、事後になりますが本日の定例会にて承認を受けようとするものです。

1番、・・・、 240 ㎡ 外1筆 合計 282 ㎡

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地拡張

申請理由 将来の生活を考慮して、娘家族と同居も可能な土地を探していたところ、生活の利便性などが最適な申請地が競公売にかけられていることを知り、農地法第5条の規定による競公売買受適格証明願の申請を行った案件です。

農地の区分 都市計画法により、用途が第一種低層住居地域と定められている第3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除計画書と確約書及び土地改良区意見書が提出されており、周辺農地への影響は少ないものと思われますので、利用計画についても適切であると考えられます。

その他 本申請地については、1月定例会にて「農地法第3条の規定による競公売 買受適格証明願」が提出されてご審議されています。今回は、法第5条の規定による 証明願となっております。

開札により「競落人」が定められますと、その人より農地法の規定による申請が改

めて提出され、売却決定期日に執行裁判所が不動産の売却を許可するか否かを審査 し、決定という裁判が行われます。

なお、今後の事務処理の迅速化を図るために、当該競公売買受適格証明書の交付を 受けたものが「競落人」となった場合に、その後、法第5条の許可の申請が行われ、 今回の申請内容と事情が異なっていなければ、会長専決にて許可相当の意見書を県に 進達してもよい旨のご審議も併せてお願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農地法第5条の規定による 競公売買受適格証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。 なお、証明願につきましては、委員の審議は事後承認となっているようです。

また今後、5条許可の申請が出た場合、会長専決にて進めるとのことです。

三木委員

競落人となった場合、5条許可申請を出すようになっていますが、他の市町農業委員会も会長専決処分を行っているのですか。

売却決定期日までに、5条許可がないと認めれないのですか。

事務局長補佐

裁判の日程的なものがありますので、県の事務処理要領に、5条許可の申請を行っ場合には、会長専決にて許可相当の意見書を県に進達してもよい旨の議決をしておくものとする、とあります。他市町の農業委員会に直接聞いたことはありませんが、売却決定期日までに間に合わないのであれば、専決処分を行っていると思います。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特に他にご異議もないようですので、第7号議案「農地法第5条の規定による競公売買受適格証明願」1件につきまして原案どおりこれを承認すること及び、証明書の交付を受けたものが「競落人」となった場合、今後提出される法第5条の許可申請が、今回の申請内容と事情が異なっていなければ、裁判の日程もありますので事務処理の迅速化を図るために、会長専決にて許可相当の意見書を県に進達してもよいこととし、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が1件出ております。

第8号議案、「農業経営改善計画認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

農業経営改善計画の認定申請は、今回1件提出されており、更新の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において書面承認を受けており、 農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を12ページにまとめており、13ページから15ページまでが申請書の写しとなっております。

1番、・・・(議案に基づき説明)

・・・以上で説明を終わります。

会長職務代理

事務局の説明が終わりました。 第8号議案「農業経営改善計画認定申請」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

竹内委員

12ページの主な増加項目の区分がその他というのは何があるのですか。

事務局長

その他は、作業受託であると思われます。

三木委員

申請者は、ご高齢ですが、お元気です。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

他にご異議もないようですので、第8号議案「農業経営改善計画認定申請」1件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条合意解約」4件についてご説明いたします。 1番、・・・、 面積1,344㎡【議案読み上げ】

解約理由 一部転用目的

本件は第4号議案 1番と関連しています。

平成28年8月より農地の貸借を行っていましたが、一部は農道として使用しており、現在の使用状況に合わせて農道部分を分筆するために一旦合意解約が提出されました。分筆後に再度農地の貸借を行う予定とのことです。

備考 利用権 使用貸借権の解消

2番、・・、面積 1,074 m 【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

本件は第1号議案 4番と関連しています。

備考 利用権 賃借権の解消

3番、・・・、 面積 2,617 ㎡ 外1筆 計4,463 ㎡

解約理由 売買目的

本件は第1号議案 5番と関連しています。

備考 利用権 賃借権の解消

4番、・・、面積 449 ㎡

解約理由 売買目的

本件は第1号議案 7番と関連しています。

備考 利用権 使用貸借権の解消

以上、合意解約の説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」

4件について、なにかご質問はありませんか。

各委員 (委員による確認)

【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件を

受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

会長職務代理 それでは、これをもちまして 2月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時45分終了